

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

| | | | 資料番号 | 9 | 担当課 | 建築住宅課 |
|--|-------|------|---------|----------|------------------|-------|
| 法令名 | 建築基準法 | 根拠条項 | 77の30-1 | 不利益処分の種類 | 指定確認検査機関に対する監督命令 | |
| <p>(監督命令)</p> <p>第七十七条の三十 国土交通大臣等は、確認検査の業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、その指定に係る指定確認検査機関に対し、確認検査の業務に関し監督上必要な命令をすることができる。</p> <p>2 国土交通大臣等は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。</p> | | | | | | |